２　令別表第八七号の一〇において財務省令で定める書類は、国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十一条第二項（第一号を除く。）、第三項、第四項、第五項（第一号ハ及びニ、第二号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニを除く。）及び第六項（第一号イ及びニ並びに第二号イからハまでを除く。）（担保の提供手続）に規定する書類とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

**第五条**　財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（電磁的記録による保存）

**第四条**　［略］

２　［略］

３　［略］

［一～四　略］

五　関税法第九条の八第一項、第三十四条の二、第六十一条の三、第六十二条の七において準用する第六十一条の三及び第七十七条の四

［六～十三　略］

４　［略］

**別表第一**（第三条・第四条関係）

| | 法令 | 規定 |
|---|---|---|
| ［一～二三の二］ | ［略］ | ［略］ |
| 二四 | 関税法 | 第九条の八第一項 |
| 二四の二 | | 第三十四条の二 |
| ［二五～二七］ | | ［略］ |
| ［二八～四〇の二］ | ［略］ | ［略］ |
| 四〇の三 | 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号） | ［略］ |
| 四〇の四 | | 第六条第四項第二号 |
| ［四一～五〇］ | ［略］ | ［略］ |

改正前

（電磁的記録による保存）

**第四条**　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

［一～四　同上］

五　関税法第三十四条の二、第六十一条の三、第六十二条の七において準用する第六十一条の三及び第七十七条の四

［六～十三　同上］

４　［同上］

**別表第一**（第三条・第四条関係）

| | 法令 | 規定 |
|---|---|---|
| ［一～二三の二］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 二四 | ［同上］ | 第三十四条の二 |
| ［二五～二七］ | | ［同上］ |
| ［二八～四〇の二］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 四〇の三 | ［同上］ | ［同上］ |
| 四〇の四 | | 第六条第三項第二号 |
| ［四一～五〇］ | ［同上］ | ［同上］ |